

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株情報通信総合研究所
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>国民・利用者の利便性を高めるとともに、産業の国際競争力を強化することを目的に、政府が「超高速ブロードバンド基盤整備」の政策(ビジョン)を示すことには賛成。</p> <p>しかしながら ICT 分野における急速なイノベーション(*1)が進む今日、政府があらかじめ特定の技術・設備に片寄った選択をすることがないように注意喚起したい。</p> <p>実現手段たる技術は、利用者の目線により市場での競争の結果として選択されるものである。従って政府の政策(ビジョン)策定にあたっては「技術の中立性」を前提とし、民間(事業会社)は市場競争を前提に競争優位性を考慮の上、自らの意思決定の一つとして最適な技術を選択すべきである。</p> <p>この市場を通じた競争により結果として、最適な技術の普及が図られると同時に、仮に技術等の選択に失敗があった場合にも、その責は国(=国民)ではなく、もっぱら民間(=事業会社)であることも明確化されることとなる。</p> <p>自由主義経済の原則のもと、政府には民間の自由な競争を推進する、事業分野の規制緩和、サービス競争の制約軽減、税制などの環境整備等の政策実現と、現在までにその有効性が確認された市場形成が困難な過疎地等への現行 IRU 方式による施策拡大の2点を要望する。</p> <p>(*1)例えば LTE、WiMAX、WiFi、フェムトセル、マルチメディア放送等の技術革新や、未だ想定できないような技術の出現。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>先進諸国において1980年代から90年代にかけて実施された電話会社の民営化は、株式の一部市場売却、株式上場、政府保有株売却により市場経済の世界に移行しており、既に準公共材として市場経済の中で競争が成立。</p> <p>日本では特殊会社法たる NTT 法が25年間大きな変化がなく、引き続き政府に 1/3 の NTT 株の保有義務と事業計画等の認可を課しているが、</p> <p>①既上場会社であり、2/3 の一般株主が存在し企業価値向上が意識されていること</p> <p>②民営化の進展が産業論的に中途段階にあること</p> <p>の2点を踏まえて、NTT の組織形態については市場経済の原則に沿った慎重な議論を要望する。</p> <p>特に、民間企業のステークホルダーである株主の利益を害することがあってはならない。</p>